

令和7年度 幼児教育の理解・発展推進事業（沖縄県版）実施要項

沖縄県教育庁義務教育課

I 趣 旨

沖縄県において、幼稚園教育要領に加え、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針等、幼児教育に関する内容、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼児教育の振興・充実を図る。

II 主 催 沖縄県教育委員会

III 実施期間 令和7年4月～令和8年3月

IV 実施内容

1 幼児教育研究協議会

幼児教育に関する専門的な講義や研究協議等。（幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針において、教育内容の整合性が図られていることを踏まえた実施に配慮すること）各地区においては、文部科学省より指定された協議主題について、研究協議等を行う。

【協 議 主 題】幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について

※ 文部科学省「都道府県協議会実施要項 別添1」より抜粋

【協議の視点】

① 幼児教育施設間、幼児教育施設と小学校間における相互理解の促進

- ・ 幼保小の先生が互いの教育内容や指導方法、教育の連続性・一貫性についての理解を深め、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を実現するためには、幼児教育施設間や幼児教育施設と小学校間において、どのような連携・協働を進めていくことが考えられるか。また、その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように活用することが考えられるか。
- ・ 幼児教育施設間や幼児教育施設と小学校間における連携・協働の成果を踏まえ、各園において、遊びを通して学ぶという幼児期の特性を踏まえつつ、小学校以降の教育を見据えて小学校以降の生活や学習の基盤を育成するためには、指導計画の作成や指導の過程の評価・改善等について、どのような工夫が考えられるか。

② 架け橋期のカリキュラムの開発・実施

- ・ 教育の連続性・一貫性を踏まえ、幼保小が協働して「期待する子供像」や「育みたい資質・能力」を明らかにするとともに、これらを基にして「園で展開される活動」や「小学校の各教科等の単元構成等」等を具体的に明確にしながら、架け橋期のカリキュラムを作成していくためには、どのように進めていけばよいか。
- ・ 架け橋期のカリキュラムの実効性を高めるなど、幼保小の接続の取組について、家庭や地域との連携を図りながら評価・改善・発展させ、持続可能なものとしていくためには、自治体や各幼児教育施設・小学校において、どのように進めていけばよいか。

【協議主題の理解を深めるために必要な資料等】

○幼稚園教育要領及び同解説

第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

1 指導計画の考え方

2 指導計画の作成上の基本的事項

3 指導計画の作成上の留意事項

4 幼児理解に基づいた評価の実施

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び同解説

第1章 総則

第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等

3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等

(5) 小学校教育との接続に当たっての留意事項

2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価

(1) 指導計画の考え方

(2) 指導計画の作成上の基本的事項

(3) 指導計画の作成上の留意事項

(4) 園児の理解に基づいた評価の実施

○保育所保育指針及び同解説

第1章 総則

1 保育所保育に関する基本原則

3 保育の計画及び評価

(1) 全体的な計画の作成

(2) 指導計画の作成

(3) 指導計画の展開

4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(1) 育みたい資質・能力

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

第2章 保育の内容

4 保育の実施に関して留意すべき事項

(2) 小学校との連携

○小学校学習指導要領及び同解説

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

※「第2章 各教科」における生活においては、「幼稚園教育要領等」に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を

発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。」とされており、国語、算数、音楽、図画工作、体育、「第6章 特別活動」においては、「幼稚園教育要領等」に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。」とされている。

- 「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」（令和3年2月 文部科学省）
- 「指導と評価に生かす記録」（令和3年10月 文部科学省）
- 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（令和4年3月 文部科学省）
- 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」（令和4年3月 文部科学省）
- 「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」（令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会）
- 「遊びは学び 学びは遊び “やってみたいが学びの芽” ～「やってみたい」から始まる学びの芽（知識・技能や思考力等の基礎、学びに向かう力）の育成～（動画コンテンツ）」（令和6年4月 文部科学省）
- 「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？（幼児教育及び小学校教育関係者向けの参考資料）」（令和6年4月 文部科学省）
- 「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告」（令和6年10月 文部科学省）

（1）研究委員・指導講師について

① 地区別一覧

地区	国頭	中頭	那覇	島尻	宮古	八重山	計
市町村	本部町	読谷村	那覇市	八重瀬町	宮古島市	石垣市	
研究委員	3名	3名	4名	4名	3名	3名	20名
指導講師	1名	1名	1名	1名	1名	1名	6名

※ 各地区の研究体制の充実を図るため、研究委員及び指導講師とは別に、教育事務所が委嘱し研究協力員（小学校職員）を置くことができる。（研究協力員の旅費対応はなし）

② 委嘱について

- ア 研究委員については、公私立幼稚園及び公私立幼保連携型認定こども園、公私立保育所（園）の教諭、小学校の教員等を対象とする。
- イ 指導講師については、市町村教育委員会及び保育主管課担当主事等を充てる。
- ウ 研究委員及び指導講師の任期は、原則として1年とする。なお、再任は妨げない。
- エ 研究委員及び指導講師に欠員が生じた場合、新たに選任された研究委員及び指導講師の任期は、その残任期間とする。
- オ 研究委員及び指導講師、研究協力員の委嘱状は、各教育事務所で作成し交付する。

③ 研究の推進について

- ア 指導講師は、教育事務所と連携し、研究の進め方や進捗状況等を把握し適宜指導助言を行う。
- イ 指導講師は、公開保育・研究協議の充実について随時、指導助言等を行う。

④ 運営について

運営全般は、各教育事務所において行うこととする。

(2) 地区幼児教育研究協議会の実施内容・実施方法等について

① 協議主題に基づいた保育実践、研究発表、研究協議等を行う。

② 日程は、各教育事務所が調整して前年度で定める。

③ 研究協議については、各教育事務所で地区の実態に応じて実施形態（現地参集、オンライン、オンデマンド等）を工夫すること。

④ 趣旨及び実施内容・実施方法等については、年度当初義務教育課より説明会を実施する。

(3) 参加者について

① 参加者は、県・市町村教育委員会の指導主事、公私立幼稚園の園長及び教員等、幼児教育アドバイザー等とする。

② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関する協議内容を扱うことから、以下のア、イ、ウ、エの者の参加に十分配慮すること。

ア. 公私立認定こども園の施設長、園長、教員及び保育士等

イ. 公私立保育所（園）の施設長及び保育士等

ウ. 小学校の校長及び教員等

エ. 県・市町村の子ども・子育て支援制度担当者、保育所行政担当者、認定こども園行政担当者等

③ 各教育事務所は、各地区の幼児教育研究協議会の参加状況を義務教育課に報告する。

(4) 「幼児教育研究協議会研究費委託料」について

① 研究費は市町村に対して委託料として支払うものとする。

② 委託料は精算払いとするため、市町村は研究費の予算を確保し、精算払い後の予算受入れに対応すること。

③ 研究費の使途期間は、研究期間内とする。

④ 研究費の使途は、研究に要するものに限る。なお、園児に係る教材や施設の備品となるものは除く。

⑤ その他、詳細については「幼児教育研究費委託要項」を確認すること。

(5) 旅費（研究委員及び指導講師）について

① 研究委員及び指導講師の旅費は、各市町村にて対応する。（研究費委託料より支出可）

② 教育事務所の担当指導主事の旅費は当該機関で対応する。

(6) 提出書類について

② 研究に係るもの

提出書類		提出時期	提出ルート
研修委員及び指導講師名簿	様式 1	4 月上旬	該当市町村 ↓ 教育事務所 ↓ 義務教育課
幼児教育研究実施計画書	様式 6	5 月上旬	
幼児教育研究実施報告書	様式 9	1 2 月上旬	
「幼児教育研究協議会」研究の概要	様式 10		

① 講師の謝金・旅費に係るもの

提出書類		提出時期	提出ルート
地区別幼児教育研究協議会開催要項	教育事務所作成様式	幼児教育研究協議会の 1ヵ月前	教育事務所 ↓ 義務教育課
債権者登録(新規・変更)申請書 (※義務教育課が選定した講師以外の債権者登録申請書)	様式7		
講師に係る報告書	様式8		

② 研究費委託に係るもの

提出書類		提出時期	提出ルート
委託契約書 ※ 義務教育課より委託契約書を当該市町村へ送付 (7月上旬)	様式2	詳細は「幼児教育研究協議会研究費委託要項」を参照	該当市町村 ↓ 教育事務所 ↓ 義務教育課
幼児教育研究協議会研究費委託収支予算書	様式3	6月上旬	
幼児教育研究協議会研究費委託経費状況報告書	様式4	1月末までに	
請求書	様式5	研究終了後の手続き	

2 園長等運営管理協議会

園長等に対する幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の運営・管理に関する専門的な講義や研究協議等を各教育事務所にて実施する。

(1) 実施内容・実施方法等について

- ① 運営全般は、各教育事務所において行うこととする。
- ② 県教育庁義務教育課においては、講師や講話のテーマについて前年度末までに決定し、新年度（4月下旬）に各教育事務所担当と講師が各地区の実態に応じた講話の内容等の詳細を調整していくこととする。

(2) 参加者について

- ① 参加者は、公私立幼稚園の園長等とする。
- ② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関する協議内容を扱うことから、以下のア、イ、ウ、エの者の参加に十分配慮すること。
 - ア. 公私立認定こども園の施設長、園長等
 - イ. 公私立保育所（園）の施設長等
 - ウ. 小学校の校長等
 - エ. 各都道府県・市町村の子ども・子育て支援制度担当者、保育所行政担当者、認定こども園行政担当者等
- ③ 各教育事務所は、各地区の園長等運営管理協議会の参加状況を義務教育課に報告する。

3 保育技術協議会

保育技術についての専門的な講義や研究協議等を県立総合教育センターにて実施する。

(1) 実施内容・実施方法等について

- ① 運営全般は、県立総合教育センターにおいて行うこととする。
- ② 実施内容は、文部科学省が示す以下の参考例や県内の実態等を踏まえ、県立総合教育センターが決定する。

(参考例)

- ・保育の記録を活かした指導の振り返りや評価と指導の改善について
- ・幼児理解に基づいた計画的な環境の構成について
- ・家庭との連携・保護者との対応について 等

(2) 参加者について

- ① 参加者は、公私立幼稚園の中堅教員等とする。
- ② 実施内容に応じて、以下のア、イ、ウ、エの者も参加に十分配慮すること。
 - ア. 公私立認定こども園の施設長、園長、教員及び保育士等
 - イ. 公私立保育所（園）の施設長及び保育士等
 - ウ. 小学校の校長及び教員等
 - エ. 各都道府県・市町村の子ども・子育て支援制度担当者、保育所行政担当者、認定こども園行政担当者等